

## 第 89 回滋賀県入札監視委員会 会議録（要旨）

日 時	令和 4 年 7 月 8 日（金） 13：30～17：00
場 所	大津合同庁舎 6 階 6-D 会議室
出席委員	杉浦委員長、小林委員、須藤委員、中本委員、福山委員、北谷委員

### 結果

該当期間の入札契約手続に問題は見られなかった。

議題（1） 滋賀県発注工事等に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について

（令和 3 年 12 月～令和 4 年 3 月）

事務局	<p>下記資料を事務局より説明</p> <p>（資料 1） 入札方式別発注工事総括表</p> <p>（資料 2） 入札方式別発注工事一覧表</p> <p>（資料 3） 入札参加停止等の運用状況一覧表</p> <p>（資料 4） 審議対象工事等一覧</p> <p>（資料 5） 滋賀県発注工事等落札率の推移</p> <p>（資料 6） 落札決定誤りの状況一覧表</p>
委員長	<p>低入札価格調査実施件数が前年度から減っているが、適切に応札できているという理解でよいか。</p>
事務局	<p>調査基準価格の近傍で応札されていることがほとんどなので、過当な競争にはなっていないと考えている。</p>
委員	<p>落札決定誤りの発生要因が単価の適用年度誤りとあるが、どのような理由で適用年度誤りとなったのか。</p>
事務局	<p>他部局で起こった事象であるが、公告において単価適用年度を条件明示していなかったため、いつ時点の単価で積算すべきか業者が判断できなかった。土木交通部では単価適用年度を条件明示しているので、公告時に条件明示することなどを他部局へも情報共有を図っていく。</p>

議題（2） 抽出された工事等の競争参加資格の設定方法等の審議について

① 番号 2【令和 03 年度第 4 号 草津用水 2 期地区笠縫用水路その 1 工事】

耕地課 一般競争入札（制限付）

発注機関 委員	(概要説明) 推進・シールドの併用により難易度が高くなるのか。それぞれの工法は独立しているため、併用により難易度が高まることはないと思われるが。
発注機関 委員	実績があまりない工法ということで、総合評価の審査会において難易度が高いと審査していただいている。
発注機関 委員	入札参加資格要件を共同企業体に限った理由は何か。
発注機関 委員	県内で工法の採用実績が少ないことから、競争性を高めるために県外の業者を含めることとした。あわせて、県内業者を育成していく必要もあるので、構成員は県内業者とすることにした。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

②番号 15【令和 03 年度第 4 号 千町新池地区ため池改修その 2 工事】

農村振興課 一般競争入札（簡易型）

発注機関 委員	(概要説明) 参加資格要件を県内業者のみとしたのはなぜか。応札が一者のみだが競争性は働いているのか。
事務局	要件を満たす業者が一定数確保できるように参加資格要件設定を行っている。実際の応札者数は公告のタイミングや業者の手元の仕事量にも左右される。今回は結果的に応札が一者となった。
委員 事務局	もしも応札者がいなかった場合の対応はどうなるのか。 再度入札公告を行うことになる。
委員 事務局	再公告の際には参加資格要件を変えるのか。 公告の時期を変えることで応札が見込める場合もあるため、再公告の際に参加資格要件を見直すかはケースバイケースである。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

③番号 254【令和 03 年度第 S201-55 号 大津能登川長浜線補助道路整備工事】

南部土木事務所 一般競争入札（簡易型）

発注機関 委員長	(概要説明) 4 者中 2 者が辞退しているが辞退理由は分かっているのか。
発注機関 委員	ヒアリングは行っていないが、時期的な問題や配置技術者の問題などが辞退理由として考えられる。
事務局	契約後に資材の価格高騰があった場合の対応は何かあるのか。
委員	契約約款に定めがあるので、価格高騰があった場合には約款の定めに基づき増額変更の対応をとっている。
委員	業者が自己申告した技術評価点が間違っていた場合はどのような取り扱いとな

発注機関	るのか。 入札説明書に記載の通り、自己申告点が過大であった場合は入札が無効となる。 自己申告点が過小であった場合はその限りでないため自己申告通りの点数で評価を行うことになる。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

④番号 614 【令和 03 年度第 NY10-09 号 矢橋帰帆島公園便所改修工事】

南部流域下水道事務所 随意契約

発注機関	(概要説明)
委員	緊急の必要により競争入札に付することができないというのが随意契約の理由として最もふさわしいということか。
発注機関	本工事が感染症対策として実施するものであり早期に便所を改修する必要性が高かったことから、最も主たる理由として「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」が該当すると考えた。
委員	応札額がかなり低かったことについて何か分析はしているのか。
発注機関	設計は積算基準に基づいているので積算については問題ないと考えている。業者によっては安価に入手するルートをもっているのかもしれない。
委員	入札では最低制限価格を2回とも下回っている。その後の随意契約で当初入札時の最低制限価格を下回った金額で契約していることに矛盾はないのか。
事務局	競争入札においてはダンピング対策として最低制限価格を設けているが、随意契約の場合は最低制限価格を設けていない。随意契約の手続としては問題ないものと考えている。
委員長	手続は問題ないかと思うが、随意契約においても品質確保のために何らかの対策は必要だと思う。極論1円であっても契約できてしまうのではないか。
事務局	金額が低すぎるのもおかしいという視点は必要かと思う。業者が提示した金額を採用するか否かの判断基準について金額的なものも含めて検討してまいりたい。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

⑤番号 1 【令和 03 年度第 S201-21 号 大津能登川長浜線補助道路整備工事】

南部土木事務所 一般競争入札（制限付）（低入札）

発注機関	(概要説明)
委員	工事の低入札価格調査における付加要件とは何か。
事務局	個別の候補者に対して品質確保の観点から契約保証金の増額と追加の技術者配置を求めている。
委員	付加要件の辞退理由として多いのはどちらの方か。
事務局	追加の技術者配置の方の要件を履行できないものがほとんどである。

委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）
-----	-----------------------

⑥番号 431 【令和 03 年度第 1008-2 号 高島管内土砂・洪水氾濫調査解析業務委託】

高島土木事務所 一般競争入札（簡易型）（低入札）

発注機関	（概要説明）
委員	委託の低入札価格調査における付加要件は何があるのか。
事務局	委託の付加要件はクロスチェックと確約書の提出を求めている。
委員	一者を除いて応札額が全て同額となっているが、積算が簡単ということなのか。
事務局	公告において条件明示しているのに、実態としてはほぼぴったりの金額で応札されてくる。
委員	応札額が同額で並ぶという実態は分かるが、多くの案件がくじ引きで落札者が決定しているという状況に問題意識は持っているのか。
事務局	技術提案を求めるタイプの標準型という入札方式もある。この方式だと差がついてくじ引きになりにくい。ただ、年間 700 件ほどの発注がある中ですべてを標準型でやっていると業務が回っていかない。多くの業務を円滑に発注していくためには簡易型を活用していかざるを得ない。入札手続を簡素化してなおかつ差がつくようにすることが課題となっている。今年度からは地域に精通している方を技術者として参加してもらったら加点されるという制度を試験的に行っている。制度が適切かどうか今後分析していきたいと思う。
委員長	手続は適切と判断してよいか？（各委員了承）

議題（3）入札参加停止措置に対する再苦情申立ての審議について

事務局	（概要説明）
委員	誘導員を配置しておけば助け出せたのか。
事務局	確定的なことは言えないが、通行人からの通報により事故が発覚したことから考えると、誘導員を置いておけば早期に救助できた可能性は高かったと思われる。
委員	労働基準監督署が書類送検したとのことだが、検察は最終的にどう判断したのか。
事務局	起訴となったか不起訴となったかの決定は確認できていない。
委員	措置理由について「安全管理の措置が不適切であったために工事関係者が死亡したため」と説明があったが、業者へ停止措置の通知を行った書面においては措置理由に「書類送検をもって」という文言もある。県として「書類送検」という事実はどの程度判断に関わるのか
事務局	本件は県発注工事であり契約当事者として契約内容や現場の状況などを確認できる立場にある。ただ、労働基準監督署が事故調査を行っている場合は

委員	その調査結果を踏まえて判断することとしている。本件は書類送検後、これ以上新たな事実が判明することはないと判断し措置したもの。
事務局	本件現場は工事箇所ではないという主張があるが、申立者は被災者が会社の命令外の行為を行ったと思っているのか、それとも会社の指揮の下行った行為と考えているのか。
委員	事故発生報告書の「事故の要因」の記載箇所に、「現場代理人が指示」との記載があるので会社の指示で行った作業である。事故発生報告書の「事故発生状況」には、「重機・車両の走行により轍の跡ができ、平行している水路の土砂を堤防上に均した箇所をローラーで転圧する作業であった」とあることから県の契約の範囲内の行為と考えている。
事務局	また、本工事の工事日報においても「転圧作業中に転落」したとの記載がある。
委員	行政法的に言えば通知書の理由付記と実際の理由がズレているので、もしも行政処分の場合であれば取消事由になる可能性がある。しかし今回の停止措置は行政処分ではないので、取消事由とは言えない。事故に対する安全管理措置の不備という県の判断は合理的ではあるが、仮に行政処分であれば理由の付記が不適切との指摘がされうるものである。
事務局	今後は通知書に事実だけでなく判断した理由についても記載していく。
委員	行政処分でないとするれば、入札参加停止措置は法学上どのように分類されるのか。
事務局	あくまでも行政の内部措置に過ぎない。外部に対する公権力の行使ではない。
委員	処分性がないので取消訴訟や不服申し立ての対象となり得ない。
委員	委員会では当初の停止通知書に縛られず基準等に該当するかどうかを検討することになる。運用についての「発注図書等により具体的に示した」といえるかが検討すべき内容となる。
委員長	県が安全管理措置を求めている指針というのは設計図書の中に含まれるという理解でよいか。
事務局	設計図書の中に特記仕様書があり、特記仕様書の中で共通仕様書が引用されている。その共通仕様書の中に指針がある。芋づる式にたどる形になるが、指針も設計図書に含まれる。
委員長	安全管理措置を日常的に怠っていて今回事故が起こったということは十分に肯定できると思う。委員会の判断としてはどの程度まで書けばよいのか。
事務局	運営要領第 13 条では「再苦情申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を回答」とある。
委員長	判断理由まで書く必要があるか
委員	基準等に該当するかと「具体的に示した」ものかどうかを理由として書く必要がある

委員	あるか
委員長	指針等で示しているのは明らかなので具体的なところまでは特に書かなくても良い。 再苦情は認められないと判断してよいか？（各委員了承）

以 上